

公有地の拡大の推進に関する法律に係る届出等について

【制度の目的】

- ・地方公共団体等の円滑な公共用地の取得のため、民間の土地取引に先立って地方公共団体等が公共用地取得の機会を確保することを目的とした制度です。
- ・届出・申出のあった土地が公共施設などの用地として必要であると判断された場合には、地方公共団体等が土地所有者と買取り協議を行い、協議が成立すればその土地を買取ります。

【制度の内容】

〈届出制度（法第4条）〉

以下の要件に該当する土地を有償で譲渡しようとする場合は、譲渡しようとする日の3週間前までに市に届出が必要です。

- ・都市計画施設の区域（例：都市計画道路等）、生産緑地地区の区域等・・・200㎡以上

※公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）の一部改正に伴い、令和6年9月19日以降に生産緑地法に基づく買取り申出を行った結果、買取りしない旨の通知があった土地については、その通知があった日の翌日から1年間に限り、公拡法の規定に基づく届出が不要になりました。

- ・市街化区域内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,000㎡以上

〈申出制度（法第5条）〉

以下の要件に該当する土地について、地方公共団体等による土地の買取りを希望するときは、市に申し出ることができます。

- ・都市計画施設の区域内または都市計画区域内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100㎡以上

【届出・申出に要する書類】

	書類名	説 明
1	届出書または申出書 ※押印・署名は不要です。	公拡法の要件に該当する土地を有償で譲渡する場合は届出書 所有する土地を越谷市に買い取ってみたい場合は申出書
2	位置図	当該地の位置関係がわかるようにマーキングされたもの。 （縮尺：1万分の1程度）
3	案内図	当該地の敷地形状がわかるように朱書きでマーキングしたもの。（コピー可） （縮尺：1,500分の1程度）
4	公図（写）	当該地の敷地形状が分かるように朱書きでマーキングしたもの。（コピー可）
5	登記事項証明書	登記事項要約書、登記情報サービスを利用したものでも可。（コピー可） 建物がある場合は建物についても必要です。
6	委任状（代理人の場合） ※押印は不要です。	土地所有者以外の方が届出・申出をする際に必要になります。ホームページからダウンロード可。必ず日付を記載してご持参ください。

※場合によっては、その他参考資料の提出を求めることがあります。

※消せるボールペンを使用して記入しないでください。

【提出方法】

1. 窓口

提出書類	部数	提出手順
届出書または申出書	2	① 都市計画課宛に左記書類を提出してください。 ② 受理してから3週間以内に通知書を交付いたします。 (届出書の写しは通知書の交付時に返却します。)
位置図	1	
案内図	1	
公図(写)	1	
登記事項証明書	1	
委任状 (代理人の場合)	1	

2. 郵送

提出書類	部数	提出手順
届出書または申出書	2	① 都市計画課宛に左記書類を郵送してください。 ② 提出確認のため、提出後にお電話でご連絡ください。 ③ 受理してから3週間以内に通知書を郵送または窓口にて交付いたします。 (届出書の写しは通知書の交付時に返却します。) ※郵送交付を希望の方は返信用封筒を届出書と共に郵送してください。郵送先は下部に記載しています。
位置図	1	
案内図	1	
公図(写)	1	
登記事項証明書	1	
委任状 (代理人の場合)	1	

3. 電子申請

提出書類	部数	提出手順
届出書または申出書	1	① 以下URLにアクセスのうえ、お手続きをお願いします。 https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/umai/download/koukakuhoutodokede.html (「越谷市 電子申請・届出サービス」のサイト内で「公拡法」と検索いただいてもアクセス可能です。) ② 入力フォームに従ってご提出をお願いします。 (本サービスのアカウントをお持ちでなくてもご利用可能です。) ③ 「土地買取りの協議について」の通知は受領してから3週間以内にメールにてURLを送付いたしますのでダウンロードしてください。
位置図	1	
案内図	1	
公図(写)	1	
登記事項証明書	1	
委任状 (代理人の場合)	1	

※電子申請が難しい場合、メールでの受付も可能です。

お問い合わせ先(書類郵送先)

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2-1

越谷市役所 都市整備部 都市計画課

TEL: 048-963-9221(直通)

FAX: 048-965-0948

メール: toshikei@city.koshigaya.lg.jp(書類提出先)